

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)午後一時四十四分開会

○電氣通言省の所管事項ニ関する件

—

○委員長（松野喜内君） それではこれ

より電気通信委員会を開会いたしました。前回に引き続きまして三法案に対する質疑応答を継続したいと考えます。御質問のおありの方はどうぞお願ひいたします。尚ついでに千葉議員から委員外発言の要求がありました。許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（松野喜内君）御異議ないと認めます。

○尾崎行輝君　大臣に二、三簡単に御質問したいのですが、但しこれは私が大臣のお言葉の揚足をとるというわけではない、全く分りませんので、了解もなしにはこの法案に賛成ができないので、二の筋と重複するようでありま

の私共に対するお答えの中に一つ、広

告放送かそうでないかという問題であります。これは今度の放送法案に対して私は三つの疑点を持っていることはこの前申上げた通り、一つは広告放送かそうでないかということでありまして、大臣のこの前のお答えによりまして、一定の放送契約をしてその人の宣伝をしてやるのが広告放送である、こういうふうにお答えされました。そ

うしますと例えばここに或る芸能人があつて一席やると幾らと報酬を得る、ところがNHKでやれば非常に宣伝になるので、例えばそれを半額にして放送をした場合にそれはどうもNHKの放送をとつたということ考えられるのであります、そうしてその人の宣伝

をしてやつたということになろうと思
うのでございますが、そうするとやは
りこれは広告放送とも類するものであ
りますが、それを広告放送ではないと
言い切れないと思うのであります。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 前回広告放送の問題で私も御答弁したかと思ひますが、あのときのあれはその場で常識的に申上げたんでありまして、嚴格な意味の批判を受けましたといろく

見ます。

○政府委員（網島毅君） それでは代つてお読みいたします。

この法案で広告放送と言つておりますのは、他人の營業に關し、その宣伝その他特別の利益となる放送をいうののであります、その内容が客觀的に見て如何にも広告と思われる場合においては、他人の營業について広告をしよふとする主觀的意圖がなくてもこれを広告放送と認めなければならない場合もあり得るのであります。

広告放送ということの厳密な法律的定义を設けることは極めて困難でありまして、要はこれらの主観、客観の要素を具体的に勘案して社会通念の良識に従つて広告放送であるか否かを判断する外ないものと思うのであります。

以上であります。

○尾崎行輝君 尙それについてよく考
えて見ます。

第二の問題は聴取料はNHKに拂うということなんです。これも段々聞きますと、今度は広告放送ができまするので、それだけを聞くような、一つの局だけ聞くような簡単な機械を極く安く作って売出す、それからそれを買

つて、買った人はそれだけしか聞えないのでありますがNHKに拂わなければならぬというような誠に妙なこと

になるのであります。又突際問題とい
たしましてここに広告放送をやる放送
局があります。そうするとそういう近
くの広告放送しか聞えないのでありま
すが、それであるにも拘わらずやはり
NHKに聴取料を拂わなければならぬな

い、どうもそこに非常に矛盾があるように感ぜられますが、これなどは如何

でありましょうか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) それは尾崎さんからこの前もお話があつたと思ひますが、要するにこれはこの放送を聞かないとか聞いたとかいうようなこととの判断は實際上つかないことなんでしょう。従つて一応法律の建前はそういう受信機を備えておる者はすべてNHKの聴取者とみなすというように認めて

おるのであります。従つて御指摘のよう
な不都合がございますけれども、だ
からといつてそれを是正するにはどう
するかということは非常にむづかしい
問題になりますので、あなたの御指摘
の点はよく分りますが、それに対する
対策ということになると困難になります。

すので、一応法律は、その受信機を備えた者からは聴取料を取るということ

て法得て法めておるのであります。
○尾崎行輝君 只今のも尙よく考えて見ますが、第三番目の、この前もお話申上げたように、どうしても受信機のメーカーの保護奨励がなければこの法案は本当に調ける餅であるということ

につきましては、要するに聞えない、聞えるとしても非常に困難で普通の素人には調整できないような状態にある

ということですね、そうするとどうしてもメーカーを保護奨励して、いい受信機を、スーパー式以上のものを一般に普及させなければとても折角の民間放送を許しても全く駄目であるということに対してこの前は電波庁長官

から御返事を頂きましたのであります
が、どうも誠に私にはそれが不満足で

あります。要するに、アンテナを立てるとか頻りに言つておられますが、私
がそのことについて常々考えて見る
に、自分の家が逗子にありますので、
途中電車の中でずっと見てみました
が、アンテナを立てておつたのはたつ
た一本しかない。昔は御承知の通り頻
りにアンテナがあつたのであります
が、アンテナはもと／＼面倒なもの

で、実際に風が吹けば壊れてしまう、とても困難なものであります。それです。ありますから、全部に立てさせる、何万という人に立てさせようというのは随分無理な話である。又アンテナを立てても十分に分離して聞くことはできないというのは大体の常識になつてお

りますから、殆んどこれは間に合せ主義としか思われないのであります。何か大変姿をよくするために、ちよん髻をするというようなお説のようで、時代遅れというようにしか感ぜられないのであります。これはもつと親切に、本当に聴取者のためを考えて、そうしてメーカーの保護奨励のできるように

なすつて頂くことを、この点は、私は特に強く申すのであります。これなくしては、どうしてもこの放送は画ける

餅であつて、實際にはとても民間放送は達達しないものだ。聴く者がないからして、広告を放送局の方へ、民間放送局に出すものはない。結局潰れてしまふんだというふうにしかなえられないのであります。何とかしてこれを果

護奨励して貰いたい。この前のこの質問に対して、大臣の御返答は、メー

カーには補助金でも與えて安くするという、特別にそのために金をやらなければならんというふうなお答えでありましたが、私の考えておるところは、今の聴取料、例えば少し増して、こういう金で、今から申しますと余り具體的になり過ぎるかも知れませんが、例えば五十円にしてそれを政府その他の適当な機関に納める。そのうち二十

円くらしいをNHKに拂う。後の三十円をもつて補助するといふふうになりましますと、今の第三の聴取料をすべてNHKに拂うという妙なこともなくなり、また、保護奨励をこれだけでやるというものはつきりしてよいのじやないか。この前の答えには、三十円やそこらは数千円の受信機は買えないのだというふうなお答えがあつたが、これは驚くべきお答えであつて、かような非常識なことは、これは誰も考えておられない。保護奨励に使うといふことで、どうか、普通の人の常識で御返事を願いたいと思ふのであります。が、そういうふうな何か裏付のあること、メーカーに対する保護奨励の是非でございといふことの條項をこれに入れて頂きたいと切に思ふのであります。それでなければこの法案は全く駄目である決定的に思ふのであります。が、如何でありますか。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 尾崎さんのお話のように、この聴取機ができるだけ低廉に正確な機械が製造されるといふことは、全く放送といふものをあらゆる大衆に利用して貰うについては御尤もな説であります。従つてそういうことを望んでおりますが、ただ具体的に申されましたように、聴取料を五十円以下にしまして、余計取りまして、その余計の分から補助を與えることはどうかと考へておりますといふことは、いふゆるこの聴取機も段々科学の進歩に伴ひまして、又日本の生産コストが上るに従ひまして、漸次料金がある、而も低価に段々変更されつつある現状であります。従つていつかもお話申しました通り、現在テレビジョンの機械は相当高いために、テレビジョン

を設備しても恐らくこの機械を備へる人がないであらうといふようなことが起つておりますが、この点につきましても、先達でNHKでも博覧会か何かやりました、私も見て参つたのであります。今ここで政府が特殊の聴取機にだけ補助を與えて、そうして低廉にするといふふうなことを採るかどうかといふことは、可なり政治的に大きな問題であります。従来、いふゆる科学補助金といふようなもの、例えば機械産業に與えて来ました補助金なども漸次外しまして、そうして工業技術の進歩、或いは機械を利用するとか或いは企業コストを上げるというふうなことで、漸次一般企業家に委せて、而もその機械がよい品が安く売れるという方向に進まうといふのであります。今直ちに私限りでこの機械に対して保護政策を採るといふことは申上げかねます。が、いずれにいたしまして、我々といひましたは、尾崎さんの御構想は結構でございまして、私の所管ではございせんけれども、閣下等よく懇談をいたしまして、この産業行政をやつております通産大臣あたりとも連絡をとりまして、そうして御趣旨に副うようにならうに協力したいと考へております。

○尾崎行雄君 これを以て私の質問は終ります。

○水橋藤作君 大臣にお尋ねいたしますが、最近の新聞等の報道によりますと、機構改革審議会で、郵政省、電気通信、それから運輸省、三省を一括して通信省とするといふような、それに電通省の現業を公共企業体とするといふようなことを我々報ぜられておるのですが、これは各省にとつては相当大

きな問題でありますので、審議会の進行及び政府のこれに対する方針等を大臣からお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 水橋さんにお答えいたしますが、今お話のように、運輸省と郵政省を一つにいたしまして、そうして電気通信省を公共企業体にするといふようなことは私も新聞記事で拜見いたしました。併しこの問題は、行政審議会という審議会が今審議中の問題でございまして、まだ政府による正式な回答はございせんが、あのおうな方向に審議会の考え方が進んでおります。併し私はこの問題に対して未だ正式に返答はいたしておりませんけれども、要はこの行政審議会がどういふようなことを考慮しておるかといふようなことは、先ず第一に行政の簡素化によつてこの行政に關係ある国民大衆に利便を與えるという狙いが一つ、それからできるだけ複雑な機構を改革して、簡素化することによつて二つの大きな狙いが、今考へている、行政審議会が取上げてゐる行政簡素化問題であります。併し私は必ずしも二省ひつくるめて一つにするといふことがどれだけの大きな目的に適合するものか、即ち行政簡素化による国民の利用上の利益、或いは歳出の節約といふものはどれ程にできるかといふ問題は、具体的に中に掘下げて見なければ分らん問題であります。従つて私は今直ちにこれに賛成であるとか反対であるとかといふお答えをする程度の検討をまだしておりません。しておりましたことが、抽象的に申上げますれば、こういうことをすることによつて従来より

行政機構は簡素化される、それから国民の負担が軽減する、この狙いがあります。ならば賛成することに否かでありませんし、若し私共の考へておる狙いと凡そ遠いものでありますれば、或いはそこで反対するかも知れません。要は今諮問している程度でありまして、諮問の答申があらますれば、政府は更に検討いたしました。私も検討するに當りましては、今申上げました二つの大きな狙いといふものに合致するかどうかといふことを再検討した上で政府の方針を決めたいと思つております。それから電気通信省の公共企業体化の問題であります。これはたび／＼この委員会でも御報告申し上げましたが、要するに第五国会と存じましたが、電信電話に対する復興の決議が衆参両院から満場一致で議決されております。これに對してどうすることによつて決議の趣旨、否国民大衆の希望としておる電信電話の復旧確保ができるかといふことをい／＼考慮いたしました。が、これは学識経験ある審議会でも作つて一応御検討願つたらどうだろうか、こういうことで御検討を願ひ、恐らく今日、明日答申が来ると思ひます。要するに電気通信のごときものは公共企業体にして、そうして例えば職員にの待遇にいたしまして、一般公務員だといふと給與法の制限を受けまして、その事業に利益があつてもこれを改善することができんといふようなそういう拘束と、もう一つは一般国家の会計法を適用されますので、この会計面で極めて事務の非能率的な面が多々あると思ひます。そういう点

を改善いたしましたもう少し企業的に

なるような狙いの下にすることが本質ではないかといふことで、答申が来ますれば改めて政府で検討いたしました。これを決定する方針であります。まだ正式には来ておりませんが、まだ態度は決まっております。

○水橋藤作君 それで私まあ結構ですが、御存じの通り郵政と電気通信とが分れたばかりでありまして、そうして而も又その一つ加へたものをそれを三者一緒にするといふようなことは、余りに機構改革を必要とするならば、この前のときに分れないで二つ一括してあつたときは、余りに輕率な考え方ではないかといふふうに考へますので、いづれ決定いたしましたらそのときになつて意見を申上げる次第で、私の質問はこれで終ります。

○新谷實三郎君 先程の尾崎委員の質問に關連しまして大臣に聞きたいのですが、尾崎委員の言われるところも第三点で言われたところですが、要するにこの聴取料といふようなものを取らなければならぬといふ理由も、勿論政府の御説明によつてよく分るのですが、結局はNHKがどういふふうにならば公共的な性格を持ち、従つていろいろの特権を與えられておるといふ面があるわけですから、それでNHKとしては公共的な施設をどん／＼建設して行くといふ方に資金を使われるのは勿論であります。が、その一つとして、例えばここで全聴取者のためによい受信機を安く製作できるように、例えはその試作をしなければならぬといふような場合に、これは電波監理委員会からその試作費とか研究費を出すのも一方法でありましょうけれども、こ

れに對してNHKはそういう公共機関としての当然の性質から、できるだけ一般聴取者のためにそういう試作費とか研究費のようなものもやはり醸出し、そして自分でやるのもいいでしょうし、或は他のメーカーの研究施設を利用していいでしょうし、そういうことをやつて、要するに一応決められた三十五円という聴取料が最も有効に公共的に使われる必要があるということ尾崎委員も言っておられることは思うのであります。この点については私も同じような考えを持つのであります。NHKがああいう公共的な性格、半面に特権を持つておつて、いわば放送事業全体の元締のような機関になるわけでありまして、そういう意味においては必ずからその仕事を運営して行く費用もありましようが、一面その公共的なものと全般的な方面にもNHKが活動して全聴取者のためになるようにされたらどうか、こういう感じを私もしているのであります。この点は恐らく大臣も御異存はないと思うのです。NHKの経営委員会とか或いは電波監理委員会とか、そういうところで問題になる事柄であると思うのです。まあ指導方針はないとしても、一応そういう方向で政府も考えているということであれば、その点は尾崎委員も満足されるのじやないかと思ひますが、更にこの点について大臣からお聞きしたいと思ひます。

それはもう一ついって伺ひたいのは、これは非常に重要な問題であります。私もいろいろ考えましたが、電波監理委員の選任の仕方です。これは法律に非常に明瞭にどの方面からどういうふうにして選出されるのだといううことは恐らく出まいと思ひます。併しながら常識的に考えまして、この放送の性質からいって、又その電波というものを全般的に監理して行くという非常に重要な面からいひましても、なるべく各界から十分に知識経験を有するに公平な立場で一体となつて電波を監理するといふような仕組が是非必要だと思ひます。これについていろいろ考へて見ますと、この電波監理委員の中に入つて来るだろうと考へられてゐる人達の分野ですね。例えば経済的な方面を担当する委員もいるだろうし、又技術方面を担当する人もいるでしょうし、又文化方面或いは労働方面或いは婦人方面といふふうには、あの六人の委員といふものは、五つ六つの分野で大体選ばれないと公正が期せられないかと思ひますが、それについて先般も本多國務大臣にもお聞きしたのですが、国会としてよく審議して呉れということでありまして、それは御尤もなのですが、提案をせられました政府の方で、今申上げたように経済方面、技術方面、文化方面或いは婦人方面、或いは労働方面といふふうには、そういう各界の人達を網羅して監理委員会を構成するといふような御意図をはつきり持つておられるということであれば、当分はあの上でもあといふような気がするのであります。その点について大臣の只今のお考えを伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 第一点の受信機、いわゆる優良な受信機が低廉に生産されるような一つの方法として、NHKの方に一つの研究機関というものを設けて、そしてよいものを作るような方策を積極的に進めたらどうか、これは全く同感でありまして、現に先程も話した例えはテレビジョンなども現在NHKが一般民間に掛離れて独自の立場で生産費ができるだけ安くするような方途に基いて研究が続けられております。従つて一般ラジオの他の聴取機も製造して行くといふことはちよつと困難でありますけれども、つまり低廉に優秀な機械がこうすればできるのだといふことの研究を進めまして、これを民間に示しまして、そしてそれが当然製造されて来ると思ひます。この研究の面は十分に現在も研究はありますし、今後これを拡大強化してそして新谷さんの御意見に副うようにしたい。

それから監理委員の問題であります。これは全く新谷君のお考えと同様に考へております。但しこれは法文にある通り、総理大臣が推薦するといふことになつておりますが、恐らく総理大臣が推薦する場合に私が助言する場合があり得ると思ひますので、その場合には極力今新谷さんの御意見のような趣旨で進んでいける助言をしたいと思ひます。

○委員外議員(千葉信君) 大臣に御質問申上げます。これは今始まつた問題ではなくて一月下旬の電氣通信委員会におきまして、更に三月中旬の電氣通信委員会において大臣に要求申上げたもので、これは御承知のように電氣電話復旧審議会の電氣通信事業民営に關する速記録を御提出願ひたい。それに代るものでも結構でございますが、いずれにしても即刻これを出して頂きたいと思ひます。特に三月中旬のこの委員会におきましても大臣に懇請した筈でございますが、当時大臣から非常に力強いお言葉で、即刻出すというお言葉がありましたので、その後非常に問題が重要なのでお待ちしていたんですが、力強いお返事を頂いただけで、我々にはその後さつぱりお取運びが緩慢でございますので、特にこの際一つ大臣本當に実行するお氣持ならば必ず二、三日中に御提出を願ひたいと申しますのは、実は私から申上げておるのと殆んど同様な怪しげな文書が或る政党の中では盛んに流布されておるという話がございましたし、更にその原因らしいものも私は入手しておりますが、正式に提出されたものだけに私はその内容について検討を加えても無駄だといふ考へ方で全然検討を加えておりません。併し内容は私が心配しているような審議の結論も出ておりますし、そういう点につきましては問題が重要でございますだけに特にこの際大臣から国会を輕視するといふような形においてかく文書が流布されておることについて私は不満でもございますし、できるだけ早く資料の提出をこの際はつきりとお願いして置きたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 千葉君から今のお話の二回に互つて電氣電話復旧審議会の資料を出して呉れということとは私もよく覚えております。現在でも質問者であるあなたの顔を見る度に思ひ出してあります。この問題は事務当局とも交渉したところが、どうも委員各位は消極的な意見であつたから私が交渉を始めまして、ただ委員諸君の出すことを拒否する理由は、誰それがこつていふ発言をしたというやうなことが分ることは、どう内容は書いても人の名前を出さない程度であればこれは結構だ、何人が誰それがこつていふ発言をしたといふことを言うのは秘密の審議会のことでもあるので一々出されるのじや困るから発言の内容はその通りとしましても何の誰それがこつていふ言つたといふやうなことを、これはAとかBとかいふやうな符号にして、そして出すといふのだつたらば大体了解つくと思ひますが、如何でしよう。秘密の何が無意味になつてAとか或いはBがこつていふ発言をしたといふ程度のものにして行けば可能だと思ひますが、あなたの御了解を得ますれば、その旨を体しまして出すことにいたします。

○委員長(松野喜内君) 速記を止め。

午後二時十八分速記中止

午後二時四十一分速記開始

○委員長(松野喜内君) 速記を始め、今日はこの程度にして散会いたします。

午後二時四十二分散会

出席者は左の通り。

委員長	松野 喜内君
理事	小林 勝馬君
委員	大島 定吉君
	尾崎 行輝君
	新谷實三郎君
	水橋 藤作君
委員外議員	千葉 信君
國務大臣	小澤佐重喜君
郵政大臣	
電氣通信大臣	

政府委員

電波監理長官 網島 毅君

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、富山県滑川町電報電話局の電話交換方式変更に関する請願（第一三九〇号）

一、日本電話設備株式会社の業務接收による従業員引継条件の請願（第一三九八号）

一、尾鷲漁業無線電話局に無線電信周波数増設の請願（第一四八九号）

第一三九〇号 昭和二十五年三月八日受理

富山県滑川町電報電話局の電話交換方式変更に関する請願

請願者 富山県中新川郡滑川町

長 岩城外鐵雄外二名

紹介議員 梅原 眞隆君 小川

久義君 石坂 豊一君

水橋 藤作君

富山県中新川郡滑川町電報電話局の建設は目下着々進んでいるが、同町は今後の経済的發展とともに、電話の需要も急速に増加することが予想されるので、磁石式單式交換機では故障多く商機の逸脱その他不利不便が多いから、共電式に方式に変更されたいとの請願。

第一三九八号 昭和二十五年三月八日受理

日本電話設備株式会社の業務接收による従業員引継条件の請願

請願者 東京都中央区日本橋橋

町一〇日本電話設備労働組合内 大門武雄外

二千三十八名

紹介議員 千葉 信君 水橋

藤作君

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 行

今回日本電話設備株式会社の業務が政府へ移管されることになり、業務接收は着着と準備が進んでいるが、従業員の引継条件が明確にされないで、従業員の不安は深刻であるから、すみやかに定員上の完全雇い入れ、身分地位の保障、業務接收に伴う補償金の明示等を実行されたいとの請願。

第一四八九号 昭和二十五年三月十三日受理

尾鷲漁業無線電話局に無線電信周波数増設の請願

請願者 三重県北牟婁郡尾鷲町

大字南浦四、一一〇尾

鷲漁業協同組合内 川

崎眞外八十二名

紹介議員 小林 勝馬君

三重県南部における、かつお、まぐろ

遠洋漁船の通信基地である尾鷲漁業無線電話局は、現在許可されている無線

電話が、近海の小型漁船を対象として

いるため、出漁している大型漁船に對

しての通信連絡に支障が大きく、その

使命達成が困難であるから、関係漁船

の安全と、漁業の發展を図るため、尾

鷲漁業無線電話局の電信周波数を増設

せられたいとの請願。